令和４年度第６回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和４年９月１２日（月）午後４時００分
２　場　　所　銚子市役所１階市民ホール
３　議　　題
　議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請処理について
　議案第２号　農用地利用集積計画について

４　出席者（在任委員２６名中２６名）内農業委員出席１５名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	石毛　　清	3	向後　三夫
4	滑川　清一	5	宮内　　弘	6	吉原　康仁
7	小池　秋男	8	飯田　隆衛	9	岩瀬　英行
10	山口　信行	11	五味田　剛	12	神原　長博
13	宮内　克雄	14	中居　好雄	15	加瀬　芳枝
16	石毛　昭雄	17	小松　孝昌	18	宮内　　武
19	多田　　裕	20	加瀬　　豊	21	加藤　高志
22	衣幡　　実	23	石井　克幸	24	髙橋　律子
25	竹内　進一	26	島﨑　　隆		

５　欠席者　　なし

６　事務局出席者（２名）
　　事務局長　　大槻　俊勝　　主　査　　佐藤　誠之

７　会議の概要

――――――　午後４時００分開会　――――――

議　長　　それではただいまより、令和４年度第６回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総

会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１２番　　神原　長博委員

議席番号１３番　　宮内　克雄委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

〇〇委員　それでは、順位１番についてご説明いたします。

本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、春日町７６０番、登記簿地目畑、現況畑、地積３５３㎡外４筆合計地積３，８４６㎡です。申請の用途は、植木仮植用地です。申請地の場所は、国道１２６号線三崎町１丁目より高神方面へ進み、大谷津団地南側の信号を２５０ｍほど過ぎた右側で、現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がかけられた状態でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、造園業用庭木仮植地３８４６㎡、ソテツ１０２本です。工期としては令和４年１０月１５日から令和４年１１月３０日までの予定となっています。事業に係

る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、雨水は敷地内浸透処理をします。汚水雑排水は排出しません。隣接農地の耕作者に対しても事業の説明をし、了承を得ているとのことから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。なお、本譲受人の職業を廃棄物処理業と説明いたしましたが、会社定款には造園工事業も記されており、グループ会社とともに社会貢献事業として、自然公園再生プロジェクトの実施もあることから、転用計画が正しく遂行されると判断しました。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番と順位３番は関連がありますので一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２・３

〇〇委員　それでは、順位２番と順位３番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇持分1/2外１名です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外１名です。申請の地番、地積は、常世田町１１８３番２、登記簿地目畑、現況畑、地積１５６㎡外１筆合計地積４９８㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、親田町桑田商店の信号を右折し、１.４ｋｍほど行った、東総工業そば五差路手前の道路を右に１００ｍほど入った右側にあります。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟２階建

て１２３．８０㎡で、工期としては令和４年１０月２０日から令和５年３月２０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書と融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水・雑排水は、浄化槽で処理後側溝へ放流します。雨水は、浸透処理後、オーバーフロー分は、側溝へ放流します。隣接農地の耕作者は譲渡人ですので、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりです。本申請地については、第１種農地でありますが、日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ここで、1種農地の例外規定について事務局に補足説明を求めます。

事務局　　第１種農地とは、農用地区域内にある農地以外の農地で、おおむね１０ヘクタール以上の規模の集団的に存在している農地を言います。

第１種農地は、原則として農地転用の許可をすることができませんが、転用事業の内容により例外的に許可できる場合があります。

その例外の１つが本案件のように住宅や周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続設置されるものであれば農地転用許可ができます。その他には、既存施設の拡張で、拡張部分が既存施設の敷地面積の２分の１を超えないもの、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う一時転用、農業施設や農畜産物処理加工施設などの農業振興に資する施設や、公益性の高いと認められる事業などは、農地転用を許可できる場合があります。

議　長　　委員の説明および事務局の補足説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位１番から６番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第２号

事務局　それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位１番から６番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、○○市○○○○外５名。被設定者は、○○市○○○○外４名。

申請の地番・地積は、小長町８０９番３０　登記簿地目畑、現況畑、地積１，３１２㎡外田１筆、畑１１筆、合計地積１４，５５３㎡です。

その内容ですが、順位１番から３番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑６筆、地積が４，３２１㎡です。

順位４番は、継続して３年の賃借権を設定しようとするもので、畑１筆、地積は３，４７０㎡です。

最後に順位５番と６番は、継続して５年の賃借権を設定しようとするもので、田１筆、畑５筆、地積は６，７６２㎡です。

以上順位１番から６番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、　関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の３ページから５ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました．これをもちまして、令和４年度第６回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時２０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員